

グローバリゼーションとデモクラシーについて

研究ノート(4)

平田 忠輔

On Democracy in the Age of Globalization (4)

HIRATA Tadasuke

目 次

1. はじめに
2. グローバル化とは何か
 - 2-1. グローバル化へのアプローチ（以上、山梨県立女子短大紀要 36 号）
 - 2-2. グローバル化の諸帰結（以上、山梨県立女子短大紀要 37 号）
3. 民主主義の再検討
 - 3-1. 民主主義とアイデンティティ（以上、山梨県立女子短大紀要 38 号および本号）
 - 3-2. 民主主義と国家・市民社会・市場
4. まとめ

キーワード：グローバル化（グローバリゼーション） 地域主義 民主主義 国民国家 国家 国民 市民権 市民社会 市場 近代性 ガヴァナンス 政府

Key words : globalization, regionalism, democracy, nation-state, state, nation, citizenship, civil society, market, modernity, governance, government

3. 民主主義の再検討

3-1. 民主主義とアイデンティティ（承前）

国民国家の揺らぎとは、ブライアン・ターナーの言葉を借りれば、「熱い(hot)忠誠」と「濃い(dense)連帯」を求めた近代国家の揺らぎである⁴³⁾。揺らぎの結果、「国民という政治的境界によって定義された空間(spaces)を疑問視させ、[...] 地域的なもの(the local)を疑問視させる」。しかし、今まで見たように、グローバル化は地域的に一様に進んでいるのではない。「ある過程に対するシニフィエとしてのグローバルという語は、地理的に考えられた全世界の表象としての地球を指すのではない。世界の多くの部分がこの過程から取り

残されているだけでなく、この過程に含まれている世界においても、その過程は、まったく足を踏み入れられないあれこれのネットワークにおいての小道となったり、またグローバルという語によって意味されているものの重要な表面の周辺に追いやられることもある」⁴⁴⁾。すなわち、「資本のグローバル化は、歴史上類例を見ない形で、空間の生産をラディカルな政治のアジェンダにおいた」と考えるべきなのである。空間の生産において、国家は場所と資本の調停を行う。揺らぎとはこの再調整の過程のことなのだ。したがって、空間の生産・再生産の影響はエスニシティ、ジェンダー、階級に対して/よって違ったものとならざずをえ

ない⁴⁵⁾。

このことを確認したうえで、主権的国民国家はグローバリズムのオルタナティヴとしてとなりうるか、国民国家は民主主義にとって時代遅れかという問い合わせ立ててみよう。この問い合わせには規範的に三つの立場からの答えが想定できる。すなわち、コミュニタリアン、リベラル、コスモポリタンの答えである。

コミュニタリアンが国民国家を擁護するであろうことは想像に難くない。例えばそのひとりチャールズ・テイラーは、「なぜ民主主義は愛国主義を必要とするのか」と問うて、民主主義の進展は「市民の側に強力な同一化」や「人々の間に働く特別な結合感」を必要としているとして、次のように述べている。「民主国家はそのメンバーに多くのことを求めるが、[...] 同国人に対してははるかに多くの連帯を要求するのである。この強い自己支配に企ては、強い共通のアイデンティティがなければ成功しない」⁴⁶⁾。これに対して⁴⁷⁾、コスモポリタンが「全人類の人間性によって構成される道徳的共同体に第一の忠誠を誓うべきだ」と考えるのは明らかである(26頁)。マーサ・ヌスバウムは、「正義を国に優先させ、普遍的理性を国民的帰属に優先させる」べきことを求める(40頁)。彼女は「世界市民権を市民の教育」として中心に考えるべきだとも言う(30-36頁)。

リベラルはそれらの中間的な立場を占める。良く言えば、リベラルはコスモポリタンにもなりうるし、コミュニタリアンにもなりうる⁴⁷⁾。例えばヒラリー・パットナムは、「われわれは愛国主義か普遍的理性かを選ばなければならないのか」と問い合わせ(154頁)、「われわれは愛国主義か普遍的理性かを選択する必要はない。批判的知性と自分の伝統(自分の国家および民族の伝統を含む)における最善のものへの忠誠とは、相互依存的なのである」と述べて、ヌスバウムのコスモポリタニズムを拒否する。ヌスバウムの唱道する普遍的理性に対しては、「状況づけられた知性(situated intellectual)」を主張する(162頁)。しかし知性を状況づけるのは何か。もし世界と考えればコスモポリタンでありうるし、国家的共同社会と考

えればコミュニタリアンとなろう。

このような位置関係を確認したうえで、D・ミラーの民主主義論と国民国家の擁護論を検討しよう⁴⁸⁾。その国民国家擁護論は、一見コミュニタリアンと同様の主張である。確かに、彼は特に左翼コミュニタリアンには共感を抱いているが、コミュニタリアンがナショナリティにおいて明確な立場を示していない点で、彼らと一線を画す。では、彼は、民主主義の凋落・危機は国民的アイデンティティの強化によって回避できると考えているのか。彼は確かにそう考えている。したがって、彼の政治論の検討を通じて、一国民主主義の克服という課題では何が論点となるかという点をも知ることができる。以下で彼の政治論を批判的に検討したい。予め述べておけば、その政治論は共和主義的シティズンシップ論、審議的(deliberative)民主主義論、国民的アイデンティティ論が相互に関連し、支えあうように理論構成されている。簡潔にその三つの論点を紹介し、若干のコメントを加えた後、民主主義の危機を克服する方途を新しい政治の展望に結びつけて考えてみたい。

審議的民主主義の強調という点では彼はハーバーマスの理論と類似的である。しかし民主主義の審議的観点が認識的意味を持つことは否定されている。すなわち、彼によれば、審議的モデルは認識的(epistemic)モデルとは区別されなければならず、客観的に正しいあるいは妥当な解が存在し、かつそれは投票によって見つけられるとは考えない。さらにハーバーマスと違って、審議的側面は明確に国民国家の必要性を求めていると考えられている。

「民主主義の目的は、個々人の選好を集合的な選択へと集合することである」と言う。審議的モデルは、「政治的選好は対立するだろう、そして民主的制度の目的はこの対立を解消するためでなければならない」という前提から出発する。さらに審議的民主主義をリベラルな民主主義論と比較して、「しかしそれは、合意的な判断に達するだろう」という目的を抱いて、争点についての開かれた、非強制的な討論を通じて起こると考える。決定に到達する過程はまた、当初の選好が他者の見解を

考慮に入れて転換される過程でもある」と(48-9頁)。

したがって彼の場合、審議的民主主義は、市民に参加の動機づけ、とりわけ責任すなわち共通善の促進、換言すれば民主的なコンセンサスの利益のために、個人的な利益と理念は脇に置くということで、共和主義的市民権(シティズンシップ)論と結びつく。ミラーは共和主義的市民権概念をリベラリズムやリバタリアニズムと比較して、次のように擁護する。すなわち、それは四つの構成要素からなる。第一に「一連の平等な権利」、次いでこの権利に対応する義務。例えば法を遵守する義務。これはリベラルと同じ要素であるが、さらに「政治的共同社会の他の構成員の権利を守るために積極的なステップを取る用意がある」こと。それは、市民には「必要が生じたら公共サービスへの志願の用意がある」とこと、言ってもよい。第四に共和主義的市民は、「政府の行き過ぎをチェックするためだけでなく」、「共同社会へのコミットメントを現す方法として」、政治に参加する(84頁)。

この共和主義的市民権論は国民国家を求める。なぜなら「市民権の実際は、国民的な政治的共同体の境界の内部に限定されなければならない」からである。すなわち、脱国家的あるいはグローバルな市民権の形態を築こうとする者は、真の市民権が可能な条件を理解できていない。問題は「市民権の境界はどこにあるのか」ということである(81頁)。

国民国家は次のように捉えられる。国民(nation)とは、「同じ共同体に属していると相互に認め合っており、相互に特別な義務があると承認しており、政治的自律を強く求めている人民の集団」である(113頁)。「これは、近隣とは区別される、典型的には共通の歴史、地理的場所への愛着、公共の文化を共有していると信じている特徴によっている」(114頁)。彼は国民的アイデンティティを擁護する際、連帯をよく持ち出す。それは、再分配を支えると同時に、審議的民主主義を支える柱でもあるからである。しかし民主主義には連帯と並んで、正義という価値も重視されなければ

ならない。その場合の正義とはどんなものか。彼はグローバルな平等主義に反対している(172頁)。確かに、グローバルな正義は、国家内での社会的正義のアナロジーでは考えられない。

このような主張をどのように捉えたらしいのか。現在求められている理論はこのような民主主義論であろうか。確かに、投票と世論調査に切り縮められた民主主義の現状を考えると、審議は重要な側面をなす。しかし何よりも彼の場合、国家においても権力関係や政治的対抗が捉えられていない。政治は対等な者の審議の過程と捉えられているようだ。これは後にも取り上げたいが、ここで検討しておきたいのは、もう一つの点、つまり現在、境界に囲まれた民主主義自体が問われているのではないか、ということである。境界の問題=排除の問題は真剣に考慮されているか。前章でも述べてきたように、今日では国境の浸透性はかつてなく高まり、われわれの生活は今まで無視できた《外》からの影響に脆弱になった。そのときわれわれは誰と審議するのか。「対等な」《内》側の人々だけで審議するのか。また例えば境界と境界の間で起こる難民問題はどうか。彼ら/彼女らは二重に権利を奪われている。つまり権利を保障することで正統化してきた国民国家を、さらに権利そのものを表現する手段を奪われている点で。さらに例えば環境問題ではわれわれは誰と審議すればいいのか。

問われているのは境界である。杉田敦を借りれば、ミラーの民主主義論はまさに「国境線によって事態を管理する、いわば「境界線の政治」」であり、「空間的・領土的な境界線によって世界を安定化させようとするやり方」のひとつである。境界による排除と包摂というテーマ、さらにその暴力性が問われている。求められているのはこのような境界に囲まれた一国単位の民主主義ではない⁴⁹⁾。と言って少なくとも単純なコスモポリタニズムでもない。これも杉田が言うように、「その外延が世界の大きさと一致すれば、境界線の政治を越えられるわけではない」からである。また両者の間で緊張を抱えたりベラリズムでもない。それではどのようにするか。それを考えるために

も、ここで問題が循環し、輪が閉じたことを確認しておこう。その際K・ナッシュとともに次のように言ってよい。必要なのは国民国家の強調ではないと。むしろ「国民国家は、単一の、統一され、統合された国民文化の容器ではもはやないし、事実決してなかった」。「特殊主義（われわれは、わが国が最善であるがゆえに、最善である）と普遍主義（われわれは、真なる人間であるがゆえに、最善である）の緊張が国民文化の中にはある。同様な緊張はリベラルなヒューマニズムにもある」⁵⁰⁾。

ネーションの孕む問題群の検討にはバリバールの著書から多くを用いることができる。というのも現在進んでいるのは、彼の指摘するように「政治的なもののトランクショナル化」⁵¹⁾であるからである（53頁）。その認識はバリバールひとりのものではない。先に引いた杉田もそれに加えてよい。「近代の政治は、境界線によって支えられてきた」と。境界線の政治はなにをもたらすか。「境界線の内側からさまざまな問題やリスクを外部に排出することによって内部の最適化」を図る。政治と境界について杉田は次のような指摘を続ける。「われわれに最低限求められるのは、自らの引く境界線が排除しているものが何かを、見つめ続けることではないだろうか」。「境界線の存在を意識することによって、境界線を相対化すべきである」。「境界線がつねにあることを認めつつ、いかなる境界線も絶対的なものではなく、変えられるものであること。境界線を消そうとするのではなく、それに距離をおくこと。政治の外に出ようとしても無理であり、政治の中にとどまることしかないことを認める」と。「政治理論が今直面している課題は、国家からの「解放」ではなく、われわれの想像力を縛る一切の境界の「開放」である」⁵²⁾。

想像力の拘束状態からいかにしたら解きはなたれるか。境界線をいかにしたら相対化できるか。それをバリバールとともに考えていこうと思う。彼に⁵³⁾とっても境界こそ「民主主義の作用現場（worksites）」と呼ぼうと提案するものである。境界のもたらす「排除と包摂、内側と外側、所属と非所属についての包括的な言説を繰り返すだけ」

に止まらない問題としてである（69頁）。その境界は必ずしもナショナルな境界ではなく、ヨーロッパという境界もある。また境界はラインではなく、「拘留ゾーンでありフィルターのシステム」である。「トランジットゾーンは、個人の自由が不定の時間宙吊りされる「非権利」のゾーンであり、外国人が再び非市民、パーリアとなるゾーンである」。バリバールがそれに対抗して提案するのは、国境の民主化である。国境の民主化とは、国境の開放とともに、国境の、「住民による〔…〕多角的、交渉されたコントロール」を指す。それによって、「シティズンシップは、形式的な権利の受動的な享受にではなく〔…〕、ヨーロッパの市民自身が、現存の障害を取り除きながら、新しい帰属の条件をつくりだすという事実の中にある」のである（162頁）。

バリバールを通して読むと、ミラーの国民国家擁護論の問題がいくつか見えてくる。バリバールは例えば国民一形態(nation-form)の観念や虚構的エスニシティの観念を指摘する⁵⁴⁾。虚構的エスニシティとは「国民国家によって創出された共同体」である（174頁）。「いかなる国民も生まれながらにそのエスニック的基礎を備えているのではない。そうではなく諸社会構成体が国民化するに応じて、諸社会構成体に包摂されている住民が〔…〕「エスニック化」するのである。言い換れば、諸社会構成体の国民化に応じて、そこに包摂されている住民は過去においても将来においても、あたかも彼らが自然的共同体を形成し、個人的および社会的条件を超越するかのような、起源・文化・利害の同一性を自然に備えているかのように表現/上演(リプリゼント)される」（174頁）。虚構的エスニシティは「理念としての国民」に不可欠である。そのおかげで「予め存在する統一性の表現を国家の中に見出す」ようになる（174頁）。逆に人類全体を「潜在的に照応する各種のエスニシティに分類する」。国家はこのエスニック的統一を通じて「住民支配のために国家戦略を正当化」するが、その際、住民を「所属の意識」のなかに組み入れる。われわれは「分有する集合体の名において、個人として呼びかけられる」（175頁）

のである。

国民一形態は「国家を国民的形態において再構築するものとともに、他のすべての階級的地位を変容させる」。それは「局所的に不均質な諸階級の闘争」を抑制し、「資本家階級」のみならず本来的なブルジョワジーを生み出し、そのヘゲモニーを出現させるものである（164頁）。国民一形態の概念からは、国内での暴力や、さまざまな非対称性を含めて国民社会は構造的に把握される。逆にいえばミラーの場合には、国民一形態の分析を通じてのみ提起できる、ナショナル・アイデンティティ形成のヘゲモニーという問題は無視されており、さらに今日のアイデンティティの再生産も問われない⁵⁵⁾。バリバールは言う。「国民が、国家と社会のコード化された関係である限り、それは、歴史過程において、单一の集合的「アイデンティティ」を獲得することができる、ただし再生産される条件においてのみである。制度システムの継続的な再生産は、けっして自然的なものではない」。それは、機械的な惰性でもなく有機的生活でもない（17頁）、と。

バリバールは民主主義の危機を乗り切る方策を国民的アイデンティティの問題としてではなく、デモスの問題として再提出する。『市民権の哲学』⁵⁶⁾においても、一義的アイデンティティの「暴力性」を指摘し、「アイデンティティの絶叫に対して、ある種の距離をとるのを可能にするような生活形式やコミュニケーションの形式を広げること」を呼びかけた（171頁）。「国民的なものと外国的なものの差異が、他の可能な差異のなかで、また生活のなかに現れる他の多くの差異への選好のなかで、マークされ、特異化される」（149頁）。「アイデンティティが存在するのは、自らをある共同体のメンバー、コミュニケーションの参加者だと認めるための手段としてしかない」（150頁）。アイデンティティは「一つの眼差し」であり、「他者の見方であり、またとりわけ誰か〔…〕の目を通した自分自身の見方である」（150頁）。彼は、一義的アイデンティティの「暴力性」を指摘したのである（152－3頁）。

その生産・再生産に暴力という契機が含まれて

いることは先に指摘した通りである。バリバールは次のように述べている。「この〔エトノスとデモスの——引用者〕建設は、境界の観念の主体的な内面化をもたらした。〔…〕この建設は、人権の民主的な普遍性を〔…〕特定の国民的所属と緊密に結びつける。このため、国民という形式での民族(people)の民主的な構成は不可避的に、排除のシステムへといたる」（8頁）と。したがって今日、「それは、もっとも強い意味で政治的でもある」。それはグローバル化が提起した「境界の政治」である。すると現代、「政治の終わり」どころか、「グローバル化は実際、政治の再創造の必要性を帯びている」（111頁）。

それは従来の政治の継続ではなく、「政治の再創造」であり、「政治の再発明」である。それをデモスの問題として提起するのが彼の主眼である⁵⁷⁾。デモスの問題は主権の問題であり、そのアポリアはシティズンシップの問題と結びつく。「人民主権」なくして「デモクラシー」はない。しかしヨーロッパのデモスはどこで見つけられるのか。」結局、その問題は「「民族(people)」の問題を、エトノスあるいは「コミュナルなアイデンティティ」ではなく、デモス、あるいは「憲法制定者の(creature)政治権力」である」と捉えることに帰着する（157頁）と。

「政治の再発明」について彼は次のようにも考えている。ナショナルとポストナショナル、主権と国家の衰退との二分法は避けられなければならない。「われわれは不可能な幕間期に捕らえられているようだ。つまり古典的国民主権が終わり、ポストナショナルな主権の始まりの前の」（161頁）。すると今は過渡期なのか、それとも、そもそも政治の不可避的な問題なのか。いずれにせよ、国民国家をグローバル化の中で単純に否定できないが、それを擁護することで民主主義の危機を防ぐことはできないということである。彼はH・アーレントを援用して次のように言う。「おそらくこの点で、単に「領土的」でないだけではなく、また純粹に国民的でもない新しい代表性が、据えられるべきだろう。これが、シティズンシップとシヴィリティが密接に結び合ったところで、「人

権のコスモポリティックス」と呼ぶもののがある」(117頁)。「人間存在の、存在の「共通の」領域への所属の最小限の承認が、すでに、権利の全体性に関わる」。これを「民主主義の「反乱的」要素と呼ぶ」。そういう要素を構成するためには、「デモスの直接参加を必要とする」(119頁)。

デモスの政治、市民権を中心にする政治は、「われわれは国家の主人公である」という言説ではなく、すべてのレベルでの——つまり地域での、国家レベルでの、超国家的レベルでの「権力のコントロール」と「効果的代表」を求める。アイデンティティ(ナショナルを含めて)の強調が、別の可能性を閉じるのを警戒しなければならない。言うまでもなく、彼が「政治の再発明」(160頁)と呼ぶ側面は、アイデンティティではなく、「われわれ」という集合体がさまざまな差異性を含んで成り立っているという思考に誘う。むしろわれわれが問題にすべきは、アイデンティティ=同一性ではなく、差異なのではないか。もちろん、差異はさまざまな商品的価値を秘めているため、グローバル市場で重視されていることにも警戒しなければならない。鄭瑛惠が言うように、アイデンティティに対して単純に差異を対置するだけではかえって罠に落ちる。差異はどのように扱われるべきなのだろうか。

「市民権の新しい要求が意味するのは、差異を超えた対話や交渉を含む多元主義の新しいモデルが構築されなければならないということである」(58頁)、とナッシュは述べたが、差異は簡単に超えられるべきなのだろうか。そもそもわれわれが問題にする差異とは何か。差異について、ボニー・ホーニックは次のように述べている。差異とは「『われわれのもの』とは異なったアイデンティティのことではない。「それはアイデンティティという閉域への抵抗、あるいはそのアイデンティティをはみ出すものもある。それは、他者との違いを示すのではなく、アイデンティティを混乱させる、同一のもののエコノミーの内部とは違う、差異である」。つまり少なくとも、多文化主義だけでは解決はできないのだ。

民主主義理論では差異はどのように扱われるの

か。「民主主義理論で差異を真剣に受け取るというのは、紛争の不可避性、主体、制度、価値の秩序づけという政治的・道徳的企てへの抵抗の不可避性を肯定することである」。民主主義論は「単に、多数の紛争的 conflicting 集団の調和 orchestration」を超える理論を提起しなければならない。それは「権力、紛争、闘争から自由な場、すなわち故郷(Home)と呼ばれる場の夢をあきらめることである」。では調和や秩序は諦められなければならないのか。そうではない。「自我を主体－市民として形成する社会的次元は、境界と所属の継続的な再交渉に開かれていることである〔…〕。脱中心化された主体が、アイデンティティに関して差異が演じる役割に気づきながら、この再交渉にたずさわると、その再交渉はつぎに、社会的な民主主義を活性化される力をもつ」⁵⁸⁾。とすれば、「政治の再発明」とバリバールが言う側面がさまざまな差異性の思考に誘うのも当然であろう。しかし、ナショナルに替わるデモクラシーの担い手は誰か。

注

- 43) Bryan Turner, "Liberal Citizenship and Cosmopolitan Virtue," で、国民国家の揺らぎを経済のグローバル化と文化現象のポストモダン化=ハイブリッド化の結果だと見る。in Andrew Vandenberg, ed., *Citizenship and Democracy in a Global Era.* (2000 Deakin University.) p.19
 - 44) Arif Dirlik, "Place-Based Imagination : Globalism and the Politics of Place," in Roxann Prazniak and Arif Dirlik, eds. *Places and Politics in an Age of Globalization,* (Roman and Littlefield Publishers Inc. 2001). p.6.
 - 45) ibid, p.19.
 - 46) マーサ・ヌスバウム編著(辰巳他訳)『国を愛すこと』人文書院、200-202頁。以下同書からの引用は本文中に頁数のみを記す。
- ただし、ティラーの言う *patri* は *nation-state* と同一ではないかもしれない。ポストモダンと目されるリチャード・ローティはエスノセントリズムの観点から、ネーションの伝統を肯定する。彼については拙稿参照(本ノート②の注参照)。キムリカも、ある種のコミュニタリアンとして、国民的アイデンティティの必要性を言う。彼によると、たいていのリベラルな理論家は、「市民が原理だけでなく、国民的共同社会の

中で共通の言語と同じ共同体に成員だという感覚をもっていることを前提にしている」。Will Kymlicka, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship*, (2001, Oxford University Press.)

コスモポリタニズムの代表例として、D・ヘルドのモデルの「一つのグローバルで、分割された権威システム」を構想する「コスモポリタン・デモクラシー」を挙げることができる。彼は、「権威の多元的構造」に拡大された自律性をそのモデルの核心に置く。その構想は後に検討したいが、さしあたって彼がその構想でナショナルなものを排除していないことは指摘してもよい。ただし、ナショナルなものは従来のように権力の唯一の中心ではないのである。そのモデルは、David Held, *Democracy and the Global Order*, (1995, Polity Press.)

さらに、次のようなコスモポリタニズム擁護論もある。「民主的所属にとってのあらかじめの道具として国家にあまりに強く固執するのは、世界市民権の意味と可能性に関するある想像力の貧困を反映しているように見える」。「世界に属することを唱道する点で、コスモポリタニズムは、同質的で、普遍的な価値や理念によって特徴づけられるのではなく、豊かでときに争い合う特殊性——エスニック、ナショナル、ジェンダーによって特徴づけらる惑星に満足しなければならない」。こうみることで、「文化的多様性への敏感性は、ヌスバウムのコスモポリタニズムと両立するだけでなく、ますますグローバル化する世界の所属と交渉することが持つ約束や潜在的危険に直面している全惑星のわれわれに取って、特に健全な忠告となるように思われる」。Sheila L. Croucher, *Globalization and Belonging: The Politics of Identity in a Changing World*, (2004, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.) pp.195–196.

ここでは敢えて、政治的立場・イデオロギー的には社会主義者や社会民主主義者もリベラルに含めている。なお、リベラルの中にはコミュニタリアンに共感を示すもの、逆にコスモポリタンに共感を示すものもいる。リベラルは、誤解を恐れず言えば、コミュニタリアンとコスモポリタンと二つの立場に引き裂かれているといえよう。例えばアイрис・ヤングは、国民国家システムは残酷な排除システムだという立場、正義の実現という観点から、コスモポリタニズムに肯定的な評価を下す。Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy*, (2000, Oxford University Press.) 特に7章。なお彼女の構想も後に検討する。なお、Kai Nielsen, “Are Nation-States Obsolete? The Challenge of Globalization.” in Michel Seymour, ed., *The Fate of the Nation-state*, (2004, McGill-Queen's

University Press.) は、コスモポリタニズムの意義を否定しないが、特に「強いグローバル化」論が国民国家の役割にとて脅威となっていると述べ、国民の伝統的な自己決定の重要性を強調する。例えば、p.166.

47) 後に検討するD・ミラーは、リベラル派がナショナリズムに反対していると述べているが、すべてのリベラルがそうではない。むしろリベラルは国民国家を前提にしていると考えたほうがよい。Margaret Canovan, “Sleeping Dogs, Prowling Cats, and Soaring Doves,” in Seymour, ed., *op. cit.* も同様のことを指摘している。例えば、J・ロールズが『正義論』発表後、特に「無知のヴェール」がアイデンティティを覆うことはできないという点でコミュニタリアンの批判に晒されたことはいまさら繰り返すまでもない。また周知のように、その批判に応えるかたちで、『政治的リベラリズム』を発表したが、それは公正としての正義の基礎を西洋民主国家、特にアメリカ合衆国での政治文化、すなわちナショナルなもの基本的な直觀に求めた。これは政治的共同体の伝統を持ち出すことで、自己正当化を企てようとしている。その点でコミュニタリアンへの「譲歩」とも言ってよいであろう。その経緯は例えば、Stephen Mulhall and Adam Swift, *Liberalism and Communitarians*, (1992, Blackwell.) 参照。このようなロールズの変容をリチャード・ローティは歓迎したが、その点に関しては、拙稿「リベラリズムとプラグマティズム(2) リチャード・ローティのエスノセントリックリベラリズム」、本稿第2章の註37 参照。それに対し、井上達夫は、この変容をロールズの「政治哲学としてのリベラリズム」からの後退と捉えている。『他者への自由』(1999年、創文社)。なお彼の『普遍の再生』(2003年、岩波書店)はグローバル化にかかわる問題を取り上げられているので、後に検討したい。

もうひとり、J・ハーバーマスを取り挙げておこう。彼は民主主義の発展と国民国家の関連をどのように捉えているか。彼はナショナリズムには反対するだろうが、コスモポリタニズムをも批判する。その際、彼はロールズ批判と同じ論点——すなわち民主的正統化、市民的連帯をコミュニケーション的に確保すること——を持ち出すのである。その主張は「憲法的愛国主義」論へ通じる。ハーバーマス前掲、62–122頁。ただハーバーマスは、国民国家を政治論的に問題にすべきだとは明確に述べている。すなわち「もし国家主権がもはや分割不可能ではなく、国際機関と共有されるなら、国家がもはや国民的領域へのコントロールを有しないなら、そして領土的・政治的境界がますます浸透性を強めるなら、民主的自由の中核原理——すなわち、自己決定、デモス、同意、代表、そして人民主権——は

はっきりと問題的となる」、あるいは「国民国家はますます行為への能力と集団的アイデンティティの安定化を失うので、自己正統化の必要を満たすのが困難となる」。Jürgen Habermas, (trans. Pensky,) *The Postnational Constellation*, (2001 Polity.) p.61.80. なお同書については、彼の民主主義論にかかわらせて後に検討したい。

国民的アイデンティティに関するロールズとハーバーマスの違いについては、David Ingram, "The Complementarity of Rights," in Michel Seymour, ed., *op. cit.* 特に 137 頁以下参照。

なお、バリバールは、J・ハーバーマスの政治的コミュニケーション論と「憲法的愛国主義」を取り上げ、「コミュニタリアニズムとコスマポリタニズムの間——その間にシヴィック・ネーションが位置づけられるが——に位置づけられる論理的空间は、非常にバラドキシカルだということである」と指摘している。Balibar, *op. cit.*, p.56. なお F・ドルメイヤーは、*Margins of Political Discourse*, (1989, State University of New York Press.) の冒頭、Polis and Cosmopolis でハーバーマスの普遍主義とリオタールのポストモダニズムを対照させている。ハーバーマスを普遍主義と捉える点はさておき、普遍主義には人間はひとつ(oneness)であるという想定、普遍主義的カテゴリーや西洋中心主義に陥ってしまうなどの問題があるが、かと言ってその単純な逆転では問題が解決しないことを指摘している。すなわち彼の指摘によれば、「普遍主義と闘技論(agonistics)は相互に排除的ではなく、むしろ連関し、絡み合った見通しである」と指摘している。p.16.

- 48) Miller, *op. cit.*, 以下、同書からの引用個所は本文中に頁数を記す。佐伯啓思もナショナリズムに期待し、「グローバリズムの時代にデモクラシー（つまり政治）を支えるものは、「シヴィック・ナショナリズム」である」と指摘する。その担い手は、公共精神を失いつつある新しいエリートではなく、「ボーダーの内側に生活の場を持つ多くの「普通の人々」である、と。〔『増補版』「アメリカニズム」の終焉〕、TBS ブリタニカ、336 頁。)

なお、ミラーは審議と共和主義に「強い結びつき」を強調するが、一般に両者が「強く」が結びついたり、前提しあったりするものではないことは、例えば、Jon Elster, ed., *Deliberative Democracy*, (1998, Cambridge University Press.) を参照すれば明らかである。例えば彼は同書で次のような疑問点を挙げるが、特に 3～5 は両者に「強い結びつき」はないことを示している。すなわち、3.「デモクラシーと審議はどの程度相互に独立しているのか。デモクラシーの概念的分析は、暗黙のうちに審議を前提に、逆のことも

また示しているか」、4.「審議過程への平等な接近と所得の再分配の関係は何か」、5.「教育、情報、コミュニケーションの不平等な配分は、審議的民主主義に対して脅威を提起するのか」(pp.15-16)。

また篠原は「討議デモクラシー」のための条件として、ミラーとは違って、討議と共和主義的市民との「強い結びつき」ではなく、「それなりに良い市民(good enough citizen)」、すなわち「機会ごとの、断続的な、パートタイム的市民」の増加への期待を表明する。篠原一『市民の政治学』(2004 岩波書店)。197 頁。

他方、Amy Gutmann and Dennis Thompson, *Democracy and Disagreement*, (1996, Cambridge University Press.) も、政治が含む道徳的問題の解決のために審議的民主主義を提唱し、それが、基本的な権利、正義の原則といった最も基本的問題というよりは、むしろ健康保険、福祉政策、環境問題などの「中間的民主主義」の問題の解決に資するとする。だが、同書もミラーのように審議をナショナル・アイデンティティや共和主義と結び付けてはいない。

- 49) 杉田敦『境界線の政治学』岩波書店。杉田の指摘する通り、「国境を超なければならないこと自体は、もはや自明であって、問題は、どのような越え方をするかである」。167 頁。
- 50) Nash, *op. cit.*, p.76, 41, 74.さらに、例えば国民的アイデンティティという言説を支えるものについて次のように述べている。「言説としての知とは、その知に先だって存在するものとしての「現実の」世界の知ではない。それは客観的な現実性を表象するが、言説は、表象する知の対象を構成し、リアルにする」。それは権力の作用に支えられている。「知は、知が獲得される制度的場での、特定の文脈での「真」と述べる権威のある話し手による、言明(statements)にかかる」。言説に分析が向けられると、「社会的実践や制度より、(現実が構成される) 言語としての言説の規則と表象の分析」に关心が集中される。p.22.
- 51) Balibar, *op. cit.* 同書からの引用個所は本文に頁数を記す。また、宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ——』(岩波書店) 参照。彼は、シティズンシップ論の興隆を「一元的な国民的アイデンティティへの激しい異議申立て」(23 頁) であり、今後の検討課題として「多層的シティズンシップ」の仮説を提示する。194 頁。
- 52) 杉田前掲、vi 頁、178 頁、23 頁、24 頁、52 頁。
- 53) Balibar, *op. cit.*
- 54) エティエンヌ・バリバール&イマニュエル・ウォーラースtein (若森他訳)『人種・国民・階級：搖らぐアイデンティティ』(1997 年、大村書店)。バリバールは、ナショナリズムを人種主義と結びつくと捉

- えているが、この点については別の機会に検討したい。
なお同書からの引用箇所は本文に頁数を記す。
- 55) Balibar, *op.cit.*
- 56) バリバール『市民権の哲学』前掲、以下同書からの引用は本文に頁数を記す。
- 57) Balibar, *op.cit.* 姜尚中はナショナリズムやグローバリズムに「地域主義」をオルタナティヴとして上げるが、シティズンシップの問題を東北アジアの秩序と結び付けた「東北アジア共同の家」は、バリバールの言う「国境の民主化」の実践的構想と捉えることができる。姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』平凡社、例えば154頁。
- 確かに、F・ドルメイヤーが指摘している通り(Fred Dallmayr, "Beyond Fugitive Democracy : Some Modern and Postmodern Reflections," in William Connolly, et. al. eds., *Democracy and Vision; Sheldon Wolin and the Vicissitudes of the Political*, (2001, Princeton University Press.)) 「集合的超自我を含めて、近代的〔デカルト的〕自我的脱中心化あるいは脱構築」(71頁)という点からは、デモクラシーを担う集合を、バリバールのようにデモスと言おうと、ミラーのように国民、共和的市民と言おうと同じこととされる。尚、ドルメイヤーは、*Twilight of Subjectivity : Contributions on a Post-Individualist Theory of Politics*, (1981. The University of Massachusetts Press.)で近代的主体論の検討をしていた。もちろんドルメイヤーの指摘する主体の「脱中心化あるいは脱構築」は、バリバールでは「国境の民主化」によって遂行される、すなわち「主に他の文化や宗教的伝統、自己の伝統的な世界観とは非常に異なった生活様式」を抱く他者(77頁)に晒されるからであると指摘することができる。だが、主体の問題がそれで解決できるほど簡単ではないことは、S・ジジェクが述べているところである。彼はバディウが「脱構築的」な立場をとらなったことを評価しながら、ラカンと比較している。The *Ticklish Subject : the absent centre of political ontology*, (1999, Verso.) 鈴木他訳『厄介なる主体 政治的存在論の空虚な中心 I』青土社。彼の主体論は229頁以下参

照。尚、主体論は引き続き検討しようと思う。

- 58) Nash, *op.cit.*, p.41.
- 59) Bonnie Honig, "Difference, Dilemmas, and the Politics of Home," in Seyla Benhabib, ed., *Democracy and Difference : Contesting the Boundaries of the Political*, (Princeton University Press,) pp.258–273. アイデンティティと差異を主題的に扱ったのはコノリー(杉田他訳)『アイデンティティ\差異』岩波書店)であったが、彼は、アイデンティティと差異のパラドキシカルな関係を「アイデンティティは、自らが存在するために差異を要請しながらも、それ自身の自己確証を保全すべく、そうした差異を他者性へと転化する」と指摘する〔120頁〕、また特に「偶然性のグローバル化」と主権国家の衰退の中での「一般化されたルサンチマン」の高まりを指摘する〔第二章〕。では差異はどのように扱わなければならないのか。従来の政治理論では差異の取り扱いになぜ失敗したのか。コノリーもそのことを検討しているが、ここではアンドレア・ハウマイスターを検討しよう。彼はローレルズ、ハーバーマス、テイラ、ウォルツァーを取り上げる。彼は結論的に、リベラリズムは「政治から逃避(flight from the political)」したと指摘する。リベラリズムは差異と多様性の要求への制約を設けて、紛争と敵対を極小化したのである。これに対し、「差異の政治学」では、政治は差異を承認し、緊張と紛争が交渉されるアリーナと捉えられる(pp.196–198)。リベラリズムも、「多元性と曖昧さへの強調を取り戻す必要がある」(199)。それは価値多元主義を必要とし、「多様性のある社会の中で、紛争、敵対性、権力が演じる中心的役割を認め」、「したがって、異なった価値の間での紛争が交渉される領域としての政治に優先性が与えられる」ことである。Andrea T.Baumeister, *Liberalism and the Politics of Difference*, (Edinburgh University Press.) 頁数は上記。

*この項の考察にあたっては、『ナショナル・アイデンティティ論の現在』の紹介を含めて中谷猛先生からのご教示に負うところが多いが、それを十分生かすことはできなかった。他日を期したい。